

福岡市公報

令和 8 年 6 月 11 日 第 7243 号 (別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

選挙管理委員会

- 令和 8 年 6 月 1 日現在の選挙人名簿に基づく直接請求に必要な選挙人の数 (告示第 6 号) 1

選挙管理委員会

福市選管告示第 6 号

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な、令和 8 年 6 月 1 日現在の選挙人名簿に基づく選挙人の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 11 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

- 1 地方自治法第 74 条及び第 75 条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
26, 550 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
221, 247 人
- 3 地方自治法第 76 条、第 81 条及び第 86 条 (区選挙管理委員に係る請求を除く。)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
265, 935 人
- 4 地方自治法第 80 条及び第 86 条 (区選挙管理委員に係る請求に限る。)に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
東 区 89, 167 人

博多区	69,059人
中央区	56,854人
南区	73,631人
城南区	35,493人
早良区	60,992人
西区	57,299人